

外来魚リリース禁止の取り組みについて

滋賀県自然環境保全課

1. 平成15年4月「外来魚リリース禁止」の施行

琵琶湖本来の生態系を回復していくためには、ブルーギルやブラックバスといった外来魚を少しでも減らしていくことが不可欠である。そこで、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」の中で「琵琶湖ルール」を定め、釣りというレジャーの側面からも釣り上げた外来魚は琵琶湖にもどさないという、新しい釣りルールの普及と定着化の取り組みを行っている。また、琵琶湖以外にも琵琶湖流入河川やダム湖にも外来魚がひろく生息していることが確認されたため、条例改正を行い、平成18年7月からは、滋賀県内の全水面において釣り上げた外来魚のリリースは禁止となった。

2. 平成18年度事業概要

(1) 外来魚回収施設の設置と回収

釣り人がノーリリースを実行しやすい環境整備として、外来魚回収ボックス、外来魚回収いけすを設置している。

①外来魚回収ボックス

南湖周辺と彦根～長浜地先の湖岸や公園、駐車場に設置。平成18年度の設置基数は40基である。週に2～3回の割合で、嘱託職員により回収を行っている。平成18年度は11月までで8.7トンの外来魚回収を行った。

②外来魚回収いけす

北湖周辺の漁港中心に設置。平成18年度の設置基数は28基である。週に2～4回の割合で、外来魚回収委託業者により回収を行っている。平成18年度は11月までで1.2トンの外来魚回収を行った。

(2) 琵琶湖ルールひろめよう券事業の実施

琵琶湖ルールをより多くの県民にひろげることがを目的として、外来魚500グラムに対して買い物に使える「琵琶湖ルールひろめよう券」1枚(50円)を交付する取り組みを、平成18年7月1日から8月23日の54日間行った。その結果、約39,400枚のひろめよう券を発行し、約20トンの外来魚を回収した。

琵琶湖ルールひろめよう券事業過年度との引換状況の比較

実施年度	引換枚数	引換日数	引換期間	1日当りの枚数	外来魚回収量
H15	30,000	63日間	7月5日～9月5日	476枚/日	16.0トン
H16	55,582	90日間	7月3日～9月30日	618枚/日	28.5トン
H17	21,944	42日間	7月21日～8月31日	522枚/日	11.5トン
H18	39,400	54日間	7月1日～8月23日	730枚/日	20トン

3. 平成18年度11月までの釣り人からの外来魚の回収実績

平成15年4月から平成18年11月までの外来魚回収量は、回収ボックスで約39.6トン、回収いけすで約5.7トン、琵琶湖ルールひろめよう券事業で約75.9トン、そして平成17、18年度に行った外来魚持込ステーションで約1.9トンとなり、琵琶湖ルール施行後で約123.1トンの外来魚が、釣り人の協力により回収された。

外来魚回収施設、ひろめよう券事業等の年度ごとの回収量

年度	回収ボックス	回収いけす	ひろめよう券	持込ステーション	計
H15	8.1トン	1.5トン	15.9トン		25.5トン
H16	10.6トン	1.3トン	28.5トン		40.4トン
H17	12.2トン	1.7トン	11.5トン	0.8トン	26.2トン
H18	8.7トン	1.2トン	20トン	1.1トン	31.0トン
計	39.6トン	5.7トン	75.9トン	1.9トン	123.1トン